

各相談所(各支部) (全国に9か所)

↓ 海難審判等の相談
審判扶助の申請

(公財)海難審判・船舶事故調査協会
事務局(東京都)

海難審判扶助
審査委員会

扶助の決定

- 扶助の諾否
- 扶助費用の額
- 受任補佐人の推薦

扶助決定の通知

↓ ◇ 海難関係人
◇ 受任補佐人
◇ 海難審判所) に対し

扶助契約の締結

↓ ◇ 海難関係人
◇ 受任補佐人
◇ (公財)海難審判・船舶事故調査協会) の三者間で

扶助費用の支払

↓ 受任補佐人に対し

事件終了の報告

↓ 受任補佐人から

扶助報酬の支払

受任補佐人に対し

<全国の相談所の所在地>

東京相談所 TEL(03)3512-8140 携帯090-6036-9433

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階

函館相談所 当分の間、仙台相談所へご連絡願います。

仙台相談所 TEL(022)257-4360 携帯090-6036-5428

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

横浜相談所 当分の間、東京相談所へご連絡願います。

神戸相談所 TEL(078)331-8836 携帯090-6036-5398

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

広島相談所 TEL(082)255-8262 携帯090-6037-0807

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎4階

門司相談所 TEL(093)332-2765 携帯090-6037-0508

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎10階

那覇相談所 当分の間、門司相談所へご連絡願います。

長崎相談所 TEL(095)821-3538 携帯090-6037-0935

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎5階

海難審判扶助事業は、
日本財団の助成金を受けて運営されています

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階

TEL (03)3512-8140 FAX (03)3512-8142

E-mail: kaisin-f@maia.or.jp / maia-f@par.odn.ne.jp

URL: http://www.maia.or.jp

海難審判

扶助

とは...



公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会



海難審判扶助は、海難審判において受審人などとなった者（海難関係人）で、経済的余裕がなく自ら補佐人を依頼できない場合、補佐人の依頼に要する経費を援助し、事件の原因を把握するとともに、**海難関係人の権利を擁護しようとする**制度です。

補佐人の力を借りて
あなたの立場を適切に主張しよう！

海難審判扶助の申込の受付は、**本協会**または全国9か所にある**各相談所（支部）**で行っています。

申込には、次の書類を提出することになっています。

- ① 審判扶助申出書（本協会所定の用紙）
- ② 収入を証明する書類
（源泉徴収票，給与証明書等）
- ③ 海難報告書又は審判開始申立の通告の写

扶助申込者の所得が、本協会の定める審査基準を超過しているときは、その超過する額に応じ、補佐に要する費用及び補佐人に対する報酬の一部を負担していただくことがあります。



マリン君

関係者の権利

管轄移転の請求

呼出のあった審判所が遠距離であるなどの理由で都合が悪いなどのときには、事件を扱う地方海難審判所の変更を請求できます。

テレビ会議システムによる審判

審判が行われる審判所は遠いので、最寄りの審判所へ出頭し、テレビ会議システムを利用して審判を受けることができます。

補佐人の選任

裁判における弁護士にあたる人で、あなたの立場を正しく適切に主張するため活動してくれます。

審判期日の変更

呼出状に指定された期日に病気等により出頭できないときは、審判期日の変更を請求できます。

事件記録の閲覧

審判で主張する事柄を整理するのに必要があれば、事件記録を閲覧できます。

証拠の申請

事件に関して状況がわかる書類を提出したり、事件の状況を知っている人を証人に申請することができます。

意見の陳述

理事官は海難の事実を示し、受審人に対する懲戒について意見を述べます。それに対してあなたの意見を述べるすることができます。